

総社市小児医療費給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第18号

総社市小児医療費給付条例の一部を改正する条例

総社市小児医療費給付条例（平成17年総社市条例第133号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。 (1)～(6) 略 <u>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)</u> 4 この条例において「被保険者等」とは、<u>健康保険法、船員保険法及び国民健康保険法の規定による被保険者、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療制度の被保険者、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による組合員並びに国民健康保険法及び高齢者医療確保法以外の医療保険各法の規定による被扶養者をいう。</u> (受給資格者) 第3条 この条例による医療費の給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市に住所を有する被保険者等である小児とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及</p>	<p>(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。 (1)～(6) 略 4 この条例において「被保険者等」とは、<u>国民健康保険法の規定による被保険者及び国民健康保険法以外の医療保険各法の規定による被扶養者をいう。</u> (受給資格者) 第3条 この条例による医療費の給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市に住所を有する被保険者等である小児とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する</p>

改正後	改正前
<p><u>び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第14条第6項の規定により生活保護法による保護とみなされる支援給付を含む。）を受けている者を除く。</p> <p>（受給資格者証の提示）</p> <p>第8条 この条例による医療費の給付を受けようとするときは、受給資格者が療養を受けようとする病院、<u>診療所、薬局又は指定訪問看護事業者</u>（以下「医療機関等」という。）に対し、当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証、加入者証、組合員証又は被保険者資格証明書及び受給資格者証を提示しなければならない。</p>	<p><u>法律</u>（平成6年法律第30号）第14条第6項の規定により生活保護法による保護とみなされる支援給付を含む。）を受けている者を除く。</p> <p>（受給資格者証の提示）</p> <p>第8条 この条例による医療費の給付を受けようとするときは、受給資格者が療養を受けようとする病院若しくは<u>診療所又は薬局</u>（以下「医療機関等」という。）に対し、当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証、加入者証、組合員証又は被保険者資格証明書及び受給資格者証を提示しなければならない。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養に係る医療費の給付方法については、なお従前の例による。